

特集 / 土壌・地下水汚染の実態とその対策

土壌汚染対策法について

国土交通省総合政策局国土・環境調整課長補佐 はしもと こう 橋本 幸

I . はじめに

土壌は、人の生活および経済活動の基盤である土地を構成しており、物質の循環や生態系維持の要としても重要な役割を果たしていますが、大気、水とは異なり、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり蓄積されるという特徴を有しており、汚染土壌を直接摂取（子供が食べてしまうなど）したり、汚染土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用することなどにより、人の健康に大きな影響を及ぼします。

こうした土壌汚染は、これまであまり明らかになることはありませんでしたが、近年、工場跡地等の再開発・売却の際や、都道府県や事業者による汚染調査の実施などに伴い、鉛、砒素、六価クロムなどの重金属や、トリクロロエチレン、ベンゼンなどの揮発性有機化合物による土壌汚染事例の判明件数の増加が著しく、平成9年度まで毎年数十件で推移していた判明事例が、平成10年度で122件、平成12年度で117件と高い水準で推移しています（環境省調べ）。

さらに、土壌汚染は上述のような人への健康被害だけでなく、公共工事の円滑な実施や安全・安心な宅地供給の妨げになるといった社会問題も引き起こします。

具体的には、汚染された土地の処理が進まず公共事業の遂行が妨げられたり、用地取得において汚染された土地の適切な評価がなされないまま取得価格が決定されるといった事態、また、処理の遅延により住宅地等への利用転換・流動化が円滑に進められず汚染された土地が遊休化して放置さ

れたり、宅地開発事業者や最終ユーザーが宅地取得をした後に汚染が発覚して開発断念や契約解除に発展するトラブルなども発生しています。

このような状況を踏まえ、土壌汚染対策の確立への社会的要請が強まる中、国民の健康を保護し、安全と安心を確保するため、土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置の実施などを定めた「土壌汚染対策法」が、平成14年5月22日、第154国会で成立し、同29日に公布されるに至りました。

II . 土壌汚染対策法の概要

本法律の概要は以下のとおりです。

1. 目的

- ・土壌特定有害物による汚染状況の把握に関する措置
- ・その汚染による人の健康被害の防止に関する措置

を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図ることで国民の健康を保護すること。

2. 土壌汚染状況調査

土壌汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行う。

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、

その結果を都道府県知事に報告しなければならない(土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く)

有害物質使用特定施設 = 有害物質の製造, 使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設

(2) 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

都道府県知事は, 土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは, 当該土地の土壌汚染の状況について, 当該土地の所有者等に対し, 指定調査機関に調査させて, その結果を報告すべきことを命ずることができる。

3. 指定区域の指定・台帳の調製

都道府県知事は, 土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については, その区域を指定区域として指定・公示するとともに, 指定区域の台帳を調製し, 閲覧に供する。

4. 土壌汚染による健康被害の防止措置

(1) 汚染の除去等の措置命令

① 都道府県知事は, 指定区域内の土地の土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは, 当該土地の所有者等に対し, 汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

② 汚染原因者が明らかな場合であって, 汚染原因者に措置を講じさせることにつき土地の所有者等に異議がないときは, ①によらず, 都道府県知事は, 汚染原因者に対し, 汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

汚染の除去等の措置 = 立入制限・覆土・舗装(直接採取の場合), 汚染土壌の封じ込め, 浄化等

(2) 汚染の除去等の措置に要した費用の請求

(1)①の命令を受けて土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じたときは, 汚染原因者に対し, これに要した費用を請求することができる。

(3) 土地の形質変更の届出及び計画変更命令

指定区域内において土地の形質変更をしようとする者は, 都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は, その施行方法が基準に適合しないと認めるときは, その届出をした者に対し, 施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

5. 指定調査機関

土壌汚染状況調査の信頼性を確保するため, 技術的能力を有する調査事業者をその申請により環境大臣が指定調査機関として指定する。

6. 指定支援法人

土壌汚染対策の円滑な推進を図るため, 汚染の除去等の措置を講ずる者に対する助成, 土壌汚染状況調査等についての助言, 普及啓発等の業務を行う指定支援法人に関し, 基金の設置等の必要な事項を定める。

7. その他

- ・報告徴収及び立入検査等の雑則, 所要の罰則を定める。
- ・施行期日は, 公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日とする。

Ⅲ. 今後の検討課題

このように土壌汚染対策については本法律によって基本的な枠組みが定められたところですが, 国土交通省では, さらに公共事業の円滑かつ適正な執行, 円滑な土地利用転換, 安全・安心な宅地供給といった観点から, 現在, 以下のような課題についての整理を行っているところです。

1. 公共事業における適切な用地取得のために

- (1) 公共事業を契機に顕在化した汚染処理の責任分担及び費用負担のあり方
- (2) 汚染された土地の価格決定(土地評価)のあり方
- (3) 地権者に応分の負担を求める場合の実効性の担保方策の検討
- (4) 都道府県環境部局との連携や, 起業者間の調査結果を共有する方策の検討

2. 安全・安心な宅地供給の確保及び円滑な土地利用転換のために

- (1) 土壌汚染調査に関する責任の明確化と調査の信頼性担保方策の整備
- (2) 従前の土地利用形態や, 汚染調査・処理の状況等を明示した宅地の履歴情報の作成と, その情報の消費者への提供・開示方策の検討

Ⅳ. おわりに

本法律は, 現在のところ, 平成15年の早い時期に施行される見込みですが, 今後, 施行までの間に, 関連する政省令の策定とともに, 技術基準類をさらに詳しく具体的に解説したガイドラインなどが作成される予定です。

国土交通省としては, これら政省令やガイドラインの策定作業に積極的に関わっていき, 土壌汚染対策が適切に実施されるよう努めてまいりたいと考えております。